

議案第417号

さいたま都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更について

(さいたま市決定)

さいたま都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更（さいたま市決定）

都市計画ごみ焼却ごみ処理場中1号さいたま市クリーンセンター大崎を次のように変更する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	ごみ焼却 ごみ処理場名			
1	さいたま市 クリーンセンター大崎	さいたま市緑区大字大崎字天神下、字二番 割、字薬師寺前	約 70,400 m ²	ごみ焼却 450t/日 ごみ処理 50t/日

「区域は計画図表示のとおり」

理由

さいたま市では、平成30年3月に第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画を策定しました。

その中で、さいたま市内のごみ処理施設の稼働体制を検討した結果、現在のごみ焼却施設の4ブロック4施設体制から4ブロック3施設体制へ移行し、順次、施設の建替をする方針となりました。

それに伴い、建替用地として計画していた区域が不要となったことから、一部区域を廃止するものです。

理由書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、さいたま都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更についての理由を示したもので
す。

I. さいたま都市計画区域の位置等

さいたま都市計画区域は、都心から約20～40km圏、埼玉県の南東部に位置しています。また、さいたま都市計画区域に含まれる土地の区域は、さいたま市の行政区域の全域です。

【1号 さいたま市クリーンセンター大崎】

本施設は、さいたま市の東浦和駅から東へ約2.3kmに位置する、面積約122,900m²のごみ焼却ごみ処理場です。

II. 変更の理由

さいたま市では、平成30年3月に第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画を策定しました。

その中で、さいたま市内のごみ処理施設の稼働体制を検討した結果、現在のごみ焼却施設の4ブロック4施設体制から4ブロック3施設体制へ移行し、順次、施設の建替をする方針となりました。

それに伴い、建替用地として計画していた区域が不要となったことから、一部区域を廢止するものです。

III. 変更の内容

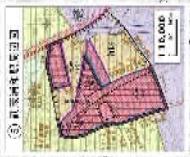
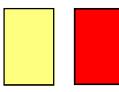
名 称		位 置	面 積	変更内容
番号	ごみ焼却 ごみ処理場名			
1	さいたま市 クリーンセンター大崎	さいたま市緑区大字大崎字 天神下、字二番割、字薬師 寺前	約70,400m ² (約122,900 m ²)	・一部区域の廢止

IV. 関連する都市計画

なし

第1号　さいたま市クリーンセンター大崎

削除する区域
変更後の区域



ま図
いた計画
都市

計画図

